

Vol.
339
令和2年10月

みおつくし
標

土地家屋 調査士 大阪



大阪土地家屋調査士会

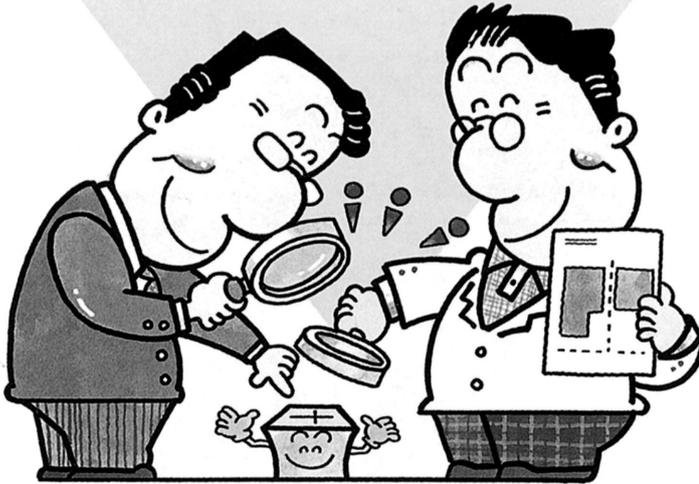
〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL:06-6942-3330 FAX:06-6941-8070
e-mail otk-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 06-6942-8750

受付/月一金 9:00~17:00(土・日・祝は除く)

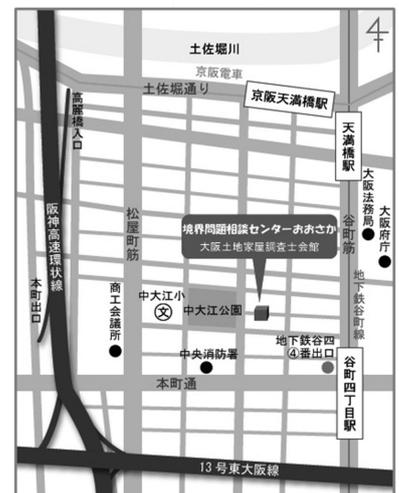
※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

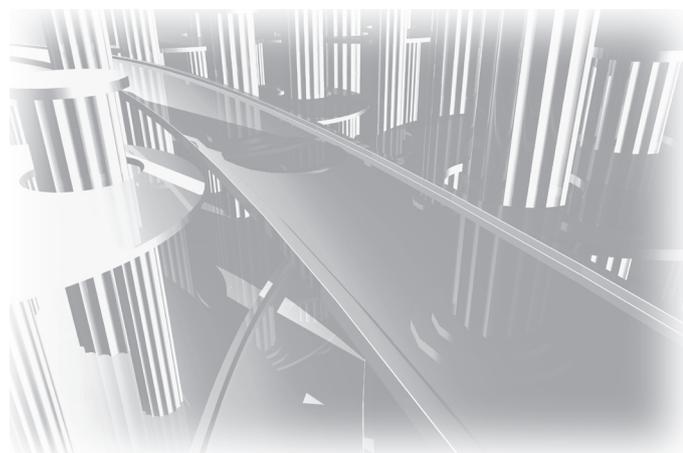
大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話(06)6942-8750(代表) FAX(06)6942-8751

E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp



-
- 4 近畿ブロック第64回定例協議会
滋賀 クサツエストピアホテル 大阪会から14名の表彰状受賞者
-
- 5 第77回日調連定時総会
法務大臣表彰に松島稔会員
- 6 **令和2年度 事業計画実施細目**
- 9 ウィズコロナ！ 令和2年度近畿大学寄付講座
寄付講座 講師を担当して ～新任講師感想文～
-
- 11 令和2年7月29日 感染防止策を万全にして開催
全国一斉不動産表示登記無料相談会
- 13 令和2年度 支部総会報告
-
- 14 **寝屋川市の空き家流通推進策への参画**
- 16 会則・会則別紙・職員就業規則の一部改正
-
- 27 政治連盟だより
- 28 大阪青年土地家屋調査士会だより
- 29 大阪公嘱協会だより 新型コロナウイルスへの対策
-
- 30 会員異動
- 33 常任理事会・理事会
- 35 業務日誌
- 38 公嘱協会の動き
- 38 行事予定
- 39 編集後記
- 40 訃報／協同組合からのお知らせ／おくやみ／訃報の対応／支部別会員数



近畿ブロック第64回定例協議会

滋賀 クサツエストピアホテル
大阪会から14名の表彰状受賞者



日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック第64回定例協議会（総会）が令和2年7月10日（金）午後1時55分から滋賀県草津市の「クサツエストピアホテル」の会場で開催されました。

本年度は、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、参集する人数を可能な限り削減し、また式典、懇親会の開催は見合わせたく、開催することとなりました。

出席者22名、大阪会からは中林邦友会長、竹本貞夫・芳多正行・久保加奈子各副会長の4名が出席しました。

協議会は滋賀会の木村有宏総務部長の司会で始まり、まずは物故者に黙とうを捧げ、今年度の当番会である滋賀会沢弘幸会長が開会の辞を述べられた後、近畿ブロック協議会の橋詰繁美会長（兵庫県）の挨拶があり、続いて議長に和歌山会の服部正会長、副議長に滋賀会の沢弘幸会長を選出し、議事に入りました。

- (1) 令和元年度 会務報告の件
近畿災害対策まちづくり支援機構
- (2) 令和元年度 収支決算報告及び監査報告の件
- (3) 令和2年度 活動計画（案）の件
- (4) 令和2年度 予算（案）の件
- (5) 次期開催地について

以上、報告事項ならびに各議案は賛成多数で承認可決されました。

議事の終了後、祝電披露がされた後、滋賀会國本昭夫副会長の閉会の辞をもって、本定例協議会はつたがたく終了しました。

なお、次年度は令和3年7月16日（金）ホテルグランヴィア和歌山で開催される予定です。

（社会事業部）

表彰を受けられた皆さま（大阪会のみ・敬称略）

◇大阪法務局管区局長表彰状受賞

小牧 主一（北） 黒田 聡（北 摂）
中尾 哲夫（堺） 楓 定晴（中央）
堀出 悟生（中央） 和田 久司（中河内）

◇近畿ブロック協議会長表彰状受賞

柳原 薫（中央） 岡田 真一（中央）
森 光広（北 摂） 深井 邦仁（堺）
竹中 慎二（大阪城） 安部 眞三（泉州）

◇近畿ブロック協議会長感謝状受賞

金子 正俊（大阪城） 松尾 賢（中央）

第77回 日調連 定時総会

法務大臣表彰に松島 稔会員

日本土地家屋調査士会連合会の第77回定時総会が令和2年6月16日に開催されました。

今年度は新型コロナウイルスの影響で各地の土地家屋調査士の会長、代議員は出席せず委任状という形で参加し、直接出席するのは関東ブロックの役員の方と日調連役員の方のみという異例の開催となりました。

総会結果については下記の通り議案が進められ、全議案について承認・可決されました。

- 第1号議案 (イ) 令和元年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ) 令和元年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案) 審議の件
- 第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案) 審議の件
- 第4号議案 土地家屋調査士職務規程の制定審議の件
- 第5号議案 令和2年度事業計画(案) 審議の件
- 第6号議案 (イ) 令和2年度一般会計収入支出予算(案) 審議の件
(ロ) 令和2年度特別会計収入支出予算(案) 審議の件

また、表彰の関係については、法務大臣表彰として大阪城支部の松島稔会員が受賞されました。

松島先生、この度は誠にありがとうございます。

【法務大臣表彰受賞】 松島 稔 会員

(社会事業部)



土地家屋調査士倫理綱領 (第43回・日調連総会制定)

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

令和2年度 事業計画実施細目

令和2年5月29日(金)の第82回定時総会で承認された令和2年度の各事業計画に基づき、各業務部では実施細目を次のとおり決め、7月1日(水)に開催された第1回理事会に諮られ、承認された。

総務部

1. 会員への指導及び連絡に関する事項

- (1) 入会者の面談時に助言及び指導を行う。
- (2) 調査士及び調査士法人に関する登録事務を適正に行う。
- (3) 戸籍謄本等職務上請求用紙の適正な利用と管理を指導する。
- (4) 年計報告書の提出について指導する。

2. 会則、諸規則等の整備に関する事項

会則、諸規則、諸規程について検討し、整備する。

3. 文書、資料及び備品の管理に関する事項

- (1) 会務資料等の管理・保管・廃棄を適切に行う。
- (2) 文書決裁の効率化について検討する。

4. 事務局に関する事項

- (1) 事務局職員に対する指導を行う。
- (2) 事務局組織のあり方について検討し、事務処理の効率化を図る。
- (3) 事務局職員の研修会等の参加について検討する。

5. 会館の維持及び管理に関する事項

- (1) 会館設備の補修や改良を随時行う。
- (2) 館内清掃を充実させ、清潔な会館を保つ。

6. 渉外に関する事項

行政機関、関係諸団体との連絡調整を図る。

7. 所掌する委員会に関する事項

- (1) 非調査士活動排除委員会
- (2) 苦情処理委員会
- (3) 濡標ネット運営委員会
- (4) 紛議調停委員会
- (5) 会員紹介センター運営委員会
- (6) 制度対策委員会
- (7) 民間総合調停センター支援連絡委員会

8. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に関する事項

70周年事業に関する検討を再度行う。

9. その他

財務部

1. 予算の適正かつ効率的な執行、中長期的な財政基盤の確立及び各部への予算執行に関する助言

- (1) 予算の執行に当たり、支出目的の把握に努め、疑義がある場合は担当部門と協議して目的外支出の防止を図る。
- (2) 予備費の執行に当たり、支出目的を担当部門に確認し、理事会の承認を得て、これを執行する。
- (3) 毎月の予算執行状況を各担当部門に報告し、相互にチェックを実施し、より正確な予算執行及び統一勘定科目を実施する。
- (4) 本会から支部への各種交付金の見直しを検討する。

2. 協同組合及び支部厚生事業・財務事業担当部門との連絡調整

協同組合部長会との連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

また、各支部担当者と連絡をとり、支部からの要望について連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

3. 日調連や近畿ブロック協議会等の親睦行事の参加者への支援

日調連及び近畿ブロック協議会等主催の親睦行事等の運営・実施に際し、適切な対応に努める。

4. 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入促進

支部と連携し、全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入促進を図る。

5. 会計規則等の見直し

会計規則等につき、現状との整合性等について検討し、見直しを検討する。

6. 会員章証紙頒布状況の調査及び貼付の徹底、また、今後の会員章証紙制度のあり方についての研究

申請に際し、会員章証紙を必ず貼付するよう、証紙制度の理解と協力を会員へ呼びかける。

また、会員ごとの会員章証紙の購入枚数を把握し、他の資料等も参考に調査し、貼付の徹底を図る。

会員章証紙制度の廃止を検討する。

7. 所掌する委員会に関する事項

- (1) 共済事業審査委員会
- (2) 賠償損害補償制度紛争処理委員会

8. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に関する事項

9. その他

業務研修部

1. 業務に関する研修、連絡、指導

- (1) 会員の資質の向上及び土地家屋調査士制度の充実発展を図るための体系的かつ効果的な研修の実施
 - ア 会員研修の企画立案及び実施
 - イ 新会員研修の企画立案及び実施
 - ウ 年次研修（倫理）の企画立案及び実施
 - エ 補助者研修会の企画立案及び実施
- (2) 登記申請に関する研究及び指導
オンラインによる申請の促進
- (3) 筆界特定制度の適正な運用に関すること
筆界特定制度推進委員会を通じ、筆界調査委員を対象とした研修会の開催
- (4) 支部研修会への支援
 - ア 支部研修会への講師派遣
 - イ 業務連絡会の実施と各支部との情報交換

2. 業務の改善に関する企画及び立案

- (1) 筆界特定と境界ADRの連携及び認定土地家屋調査士の活用に関すること
 - ア 五者連絡会に参画し、両制度の連携についての研究
 - イ 認定土地家屋調査士の活用に関する情報の収集
- (2) 研修の実施方法に関すること
インターネット等を利用した研修の配信方法の研究

- (3) 適正な報酬についての研究を行う
日調連が提供している報酬額実態調査の統計資料を分析及び活用

3. 業務関連法規その他業務に関する調査、統計及び研究についての事項

- (1) 表示登記実務研究会
日常業務における課題点についての協議
- (2) 各支部登記事務等連絡会
 - ア 各支部連絡会に参画、情報共有
 - イ 各支部連絡会に関する事務手続支援

4. 所掌する委員会に関する事項

- (1) オンライン申請促進委員会
 - ア 委員の派遣、情報共有
 - イ オンライン申請促進委員会に関する事務手続への協力
- (2) 筆界特定制度推進委員会
 - ア 委員の派遣、情報共有
 - イ 筆界特定制度推進委員会に関する事務手続への協力

5. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に関する事項

6. その他

- 日調連、近畿ブロック協議会、各部・各委員会・他土業団体・関係機関との協力と連携に努める。
- (1) 日調連、近畿ブロック協議会が主催する研修への講師派遣・参加・情報収集
 - (2) 各部・各委員会が主催する研修会への講師派遣・参加・情報収集
 - (3) 他土業・団体等が実施する研修への講師派遣・参加・情報収集



社会事業部

1. 広報に関する事項

- (1) 会報誌の編集及び発行
会報誌「土地家屋調査士 大阪」を年4回発行し、充実した内容になるように編集会議等を行う。
- (2) 情報収集及び発信
 - ア 日調連等から収集した情報を濡標ネットを通じて会員へタイムリーに告知する。
 - イ ホームページの新着情報・会員情報等を随時掲載し、充実したものにする。
 - ウ 行政機関や関連団体、支部等が実施する広報活動事業への参加・協力をを行い、情報収集に努める。
 - (ア) 国土地理院近畿地方測量部・(一社)大阪府測量設計業協会との主催・共催事業「測量の日」記念フェアに協力する。
 - (イ) 大阪市マンション管理支援機構常任委員会等への会議に出席し、情報交換を行う。
 - (ウ) 支部が参加する地域のイベント等に制度PRの協力をを行う。
 - エ LINEスタンプの作成について推進する。
 - オ 地下鉄「谷町四丁目」駅の看板広告を継続的に掲載する。

2. 地図に関する調査及び研究に関する事項

大阪法務局の地図混乱地域の調査に継続して協力する。

3. 公共基準点及び認定登記基準点に関する事項

- (1) 街区基準点使用包括承認の締結更新と各市町村への使用報告書提出の周知徹底を図る。
- (2) 認定登記基準点の申請への対応を行う。

4. 公共用地境界確認に関する調査及び研究に関する事項

- (1) 公共用地境界確定業務に関する情報収集及び各支部が行う関係機関との協議会の開催を助成する。
- (2) 関係官公庁との意見交換会を開催する。

5. 公嘱協会に対する助言に関する事項

各公嘱協会に対する助言・連絡を行う。

6. その他公共、公益に関わる事業の推進に関する事項

- (1) 登記相談の実施
 - ア 大阪法務局で開催している毎週水曜日の無料登記相談会に相談員を派遣する。
 - イ 日調連主催の7月31日「土地家屋調査士の日」の無料登記相談を実施する。
 - ウ 近畿管区行政評価局主催の「一日合同行政相談所」に相談員を派遣する。
 - エ 大阪法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談」に相談員を派遣する。
- (2) 地籍整備事業への対応
 - ア 地籍問題研究会等に参加し、関係各省との連携を深め、積極的に情報収集を行うとともに、土地家屋調査士が地籍整備に関わっていくことの大切さをPRしていく。
 - イ 所有者不明土地について各市町村の状況等、情報を収集する。

7. 所掌する委員会に関する事項

- (1) 資料センター運営委員会
委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。
- (2) 産学交流学術研究委員会
委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。
- (3) 災害・空家等対策委員会
委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。

8. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業に関する事項

9. その他

日調連、近畿ブロック協議会、各部・各委員会、他士業団体及び政治連盟等との連携に努める。

ウィズコロナ!

令和2年度 近畿大学寄付講座

大阪土地家屋調査士会が毎年実施している近畿大学での寄付講座が、今年も計15回開講されました。本年度は235名が受講し、昨年よりも増加し人気講座となりました。

例年4月中旬から開講し、7月中旬までの前期の日程で行われていますが、今年は新型コロナウイルスの影響で例年通りの教室での講義を行うことができず、開始が5月13日と少し遅れてオンライン講義が行われることになりました。講師陣にとっては初めてのことであり、非常に不安な中準備を進めることを余儀なくされました。しかし産学交流学術研究委員会により全面バックアップが行われ、各講師が情熱を込めて作り上げた動画や小課題の内容を確認し、大学への送信を行いました。



■寄付講座 授業スケジュール

回数	日程	内 容	担当講師
1	5/13	ガイダンス／表示の登記（総論）・民法	正井 利明
2	5/20	表示の登記に関する調査・調査士の日常業務	湖崎 勇次
3	5/27	建物に関する表示の登記Ⅰ	黒田 成宣
4	6/3	建物に関する表示の登記Ⅱ	黒岡 純二
5	6/6	建物に関する表示の登記Ⅲ	森留 禎雄
6	6/10	土地に関する表示の登記Ⅰ	玉置 直矢
7	6/17	土地に関する表示の登記Ⅱ	藤野 充
8	6/24	測量の基礎	和田 康邦
9	7/1	測量の実習	吉田 孝信
10	7/4	災害における土地家屋調査士の役割	中山 武彦
11	7/8	土地制度の歴史的沿革（明治以降）	小澤 貞之
12	7/11	境界に関する理論と実務	松内 正樹
13	7/15	境界紛争発生メカニズム	京谷 智弘
14	7/22	境界紛争の解決手段	三谷 善樹
15	7/29	表示登記制度と土地家屋調査士（まとめ）	阪本 征仁

通常講義と比べ、かなりの準備時間を要し大変な作業となりましたが講義は7月29日に無事終了し、8月4日にはレポート採点会議が行われ、本年度も寄付講座を成績評価まで完了することができました。

この寄付講座を受講して、土地家屋調査士を目指される学生さんもおられます。もっともっと多くの学生さんが受講されることを願い、今後も社会事業部では会員の皆様に寄付講座のご案内をさせていただきます。講師にご興味をお持ちの先生方はお気軽に社会事業部までお問い合わせください。

それでは、この大変な年に初めて近大寄付講座の講師をお引き受けいただきました黒田成宣先生に感想文を寄稿していただきましたので、皆様是非ご一読ください。

（社会事業部理事・森留禎雄）

寄付講座 講師を担当して ～新任講師感想文～

■「Go To 近畿大学」のはずが…

泉州支部 黒田 成宣

各大学で寄付講座を担当している同じ支部の安部眞三会員からのかなり強い勧めで本年近畿大学の寄付講座の講師として活動することとなりました。

「自分ができる最善を尽くす」が自分のモットーであり、そのつもりで心の準備をしていた矢先、新型コロナウイルスによる外出自粛に…そして、非常事態宣言…。

講座予定の実施時期が過ぎたころ、川口良仁産学交流学術研究委員長よりオンラインでの動画配信による講座を実施する旨と実施日程等の報告があり、パワーポイント（以下PPT）を作成し、声を録音、動画を作成してもらいたいという要望がありました。

その時の私は、初めての講師で、PPTも持っておらず、Zoomでの会議であったこともあり、イヤホンからの声を他人事のように聞いていたのを覚えています。

その後、正井利明産学委員によるPPTの使い方、声の録音・動画作成方法などをZoomによりていねいに講義いただき、いざ挑戦ということに!!

私の講義「建物に関する表示の登記Ⅰ」の講座動画の配信日は、5月27日であったことから、コロナ禍で自宅待機のGW期間中にPPTを作成・声の録

音・動画作成をおおよそ行うことができ、憂鬱なGWになるはずが、動画作成という新しいチャレンジを楽しむ期間となりました。最終的に講師の先輩である同じ支部の中山武彦会員にアドバイスをいただき、産学委員会の川口委員長、正井委員、杉田育香委員からの助言・励まし等により、講座動画の配信を無事に実施日に行うことができました。

最後に「Go To近畿大学」はかなわず、学生達と顔を合わせることもなく、残念な講師デビューとなりましたが（声だけの出演でした…）講座を行うにあたり20年ぶりに読んだ民法、土地家屋調査士試験の本、PPTの使い方の本など、学生達より私自身が勉強になったと強く感じています。講師を助めていただいた安部会員、産学委員・先輩講師の皆様のおかげで、新しい景色が見られたことは、コロナ禍での重い心を払拭し、リフレッシュして良い旅をさせてもらったような気分になりました。この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

会員の皆様も、一度講師にチャレンジしてください。新しい調査士の仲間ができ、真摯に調査士業に向き合っている先生達の姿が見られて、日常の仕事では味わえない経験があります。心配や不安などは、産学委員・先輩講師の先生達が背中をかなり強めに押してくれますので、ご安心を!!



令和2年7月29日 感染防止策を万全にして開催

全国一斉不動産表示登記 無料相談会



7月31日は「土地家屋調査士の日」です。

昭和25年7月31日に土地家屋調査士法は施行され、日本土地家屋調査士会連合会は同日を「土地家屋調査士の日」としました。

これに合わせて毎年7月31日頃に「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催し、土地家屋調査士制度及び不動産表示登記制度の重要性をPRしてきました。本年は7月29日に大阪土地家屋調査士会館で「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催しました。

ただ、今回の相談会は例年と異なり、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延している中での開催となるため、開催するか否か、社会事業部内でも事前に多くの議論を行ってまいりました。

土地家屋調査士制度・不動産表示登記制度の重要性は広く知っていただきたい。ただ、コロナ禍での開催は慎むべきなのか…。

開催するかどうか、話し合いを行っていた5月・6月は新型コロナウイルス感染者の数値が比較的低い値で落ちつきだしていたこと、法務局、市町村の登記相談等は行われていたこと、そして、やはり土地家屋調査士制度・不動産表示登記制度の重要性も

PRしたい、ということで、社会事業部内で開催の決定を行いました。同時に、感染リスクを抑えるため、何ができるか、何が必要なのか、徹底的に対策を考えました。

まず三密にならないこと。これは基本です。室内の十分な換気、相談は完全予約制にし、待ち時間をできるだけ無くし、相談者の方々は相談前にほかの相談者の方々と絶対には交わることがないようにする。相談員も細心の注意は当然のことで相談員控え室でもソーシャルディスタンスを確保できるよう控え室内の席の配置等にも気を配りました。

その上で当日は、4階の大部屋を区切って相談室を二つ作り、30分ごとに交互に使う、相談終了の都度使用していた部屋を徹底的に消毒する、マスクの着用、手指の消毒、相談者との距離を十分に取る、飛沫防止ボードを設置する、当日の飛び込みの相談は申し訳ないがお断りする、等を行った上に、当日の朝には相談員全員の健康状態のチェック、体温の測定を行い、相談に来ていただいた方々にも相談前には健康状態のチェック、体温の測定をさせていただきました。



相談室を徹底的に消毒
相談者との間には飛沫防止ボード



当日は完全予約制とし、5組の予約がありました
が、1組のキャンセルが生じ、計4組の相談者に
来ていただきました。

相談内容は様々で、本年は特に、境界問題だけ
ではなく、「建物の問題について」「図面、登記事項の
確認方法・境界確認とは」等の一般的な相談も
あり、相談数は例年よりは減りましたが、内容は多岐
に渡っていたと思いました。

これも今までの登記相談活動の賜物で、測量・表
示登記について・境界の問題・建物の登記等で困
ったら土地家屋調査士に相談、ということが徐々に根
付いてきていると実感しました。

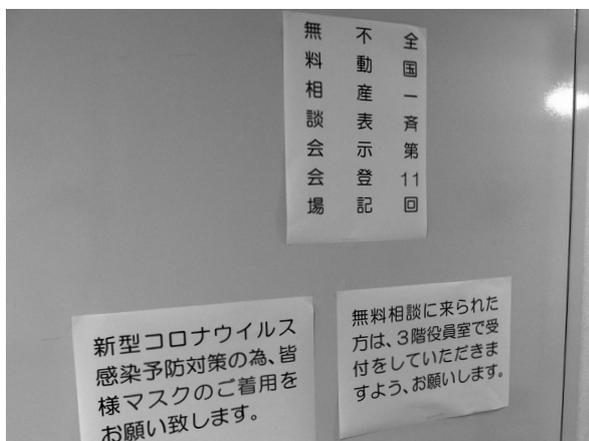
相談者の方々も感染防止策に皆様ご理解を示して
いただき「ここまで感染防止策を講じていただき、

安心して相談できました」「このような状況のなか
で、日々心が晴れない中、一つモヤモヤが解決でき
ました」とのお声もいただきました。

コロナ禍での開催は非常に緊張感がありました。
相談件数は少なかったですが、できる限りの対策を
講じ相談会を行ったことで、来ていただいた方々
には安心して相談をしていただけたと思います。

今後も状況の判断が難しい日々が続くことが予想
されますが、できる限り安全に無理はせずに可能な
範囲で無料相談会を継続し、「土地・建物で困った
らまず土地家屋調査士に相談」ということをもっと
もっと知っていただければと改めて思いました。

(社会事業部理事・三谷善樹)



令和2年度 支部総会報告

北摂支部

広報担当副支部長
吉田孝信

令和2年6月19日 総会決議結果

第1号議案 「平成31年度収支決算報告に関する件」
賛成多数により認定

第2号議案 「令和2年度事業計画案に関する件」
賛成多数により可決

第3号議案 「令和2年度予算案に関する件」
賛成多数により可決



堺支部

広報担当副支部長
杉田育香

令和2年6月23日 総会決議結果

第1号議案 「令和元年度決算並びに監査報告承認の件」

賛成多数により承認可決

第2号議案 「令和2年度事業計画案承認の件」

賛成多数により承認可決

第3号議案 「令和2年度予算案承認の件」

賛成多数により承認可決

追加議案事項 「令和2年度支部会費免除の件」

賛成多数により承認可決



入室時、参加者の体温を確認



寝屋川市の 空き家流通推進策への参画



令和2年2月、寝屋川市役所まちづくり推進室住宅政策課から空き家対策の一案として相談したい旨のお電話をいただきました。そこで土地家屋調査士会館にお越しいただき話を伺うことになり、久保副会長と社会事業部長の森脇で対応いたしました。

現在、寝屋川市内には1,200戸の空き家があり、空き家対策の問題が浮上しているとのことでした。その中には500戸の寝屋川市空き家対策協議会にて協議し対応をする物件と、700戸の利活用したい物件があるとの話でした。そして後者の利活用したい物件に対して施策を講じるため、寝屋川市役所を中心としたプラットフォーム（動かすために必要となる土台）の設立を考えているので、ぜひ土地家屋調査士会にも参画して欲しいとの要望でした。

このプラットフォームは、（寝屋川）市内における使用目的のない空き家の増加を抑制することを目的に、市が取得した所有者等（空き家）の情報を共有し、空き家の所有者等に対して市場への流通を促すために設立する、とされています。組織団体の構成は、5業種7団体で宅建士（全日本不動産協会大阪府本部、大阪府宅地建物取引業協会）、建築士（日本建築家協会近畿支部、大阪府建築士事務所協会）、司法書士（大阪司法書士会）、金融機関（枚方信用金庫）、そして土地家屋調査士（大阪土地家屋調査士会）です。

このプラットフォームの概要としては、市役所職員が所有者に空き家の流通に関する意向確認を行い情報提供に対して同意を得ます。次に市役所からプラットフォームへ必要な範囲の空き家情報の提供を行い、プラットフォームにおいて個別の空き家情報に応じて必要な業種を選定し、流通に向けた対応チームをつくり、相談、調査、解決策の提案を各専門家がいきなり流通に向けた支援を行っていきます。

一案件ごとに対応し確実に、着実に空き家を無くし地域の活性化を目指していくものであり、我々土地家屋調査士会としても応援していくべきであると考え、本会社会事業部、災害空家等対策委員会、北河内支部役員と協議の上、7月1日に理事会にて承認を得ました。他の団体とも足並みを揃え、8月18日に寝屋川市と協定を結び、これから本格始動していくところです。大阪府内では初めての空き家流通推進プラットフォームですので、良い成果が出始めると他の市町村も同様の動きが出てくるのではないかと思います。そして、そうなることで、地域活性の一助となり経済にも良い影響を与えていくと考えます。結びに新型コロナウイルス感染症により経済は低迷していますが、健康に留意しながら、このプラットフォームのように、皆で協力し一歩ずつ前に進んで乗り越えましょう。

（社会事業部長・森脇英明）



7団体との協定書 中林会長

寝屋川空き家流通推進プラットフォームに関する協定書

寝屋川空き家流通推進プラットフォームに関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と大阪土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、空き家の流通促進を図る寝屋川空き家流通推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）に関する事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）
 第1条 本協定は、寝屋川市内に存する寝屋川の空き家流通推進に関する連携協定第2条第1号で規定する空き家等（以下「空き家」という。）について、空き家の所有者等（寝屋川の空き家流通推進に関する連携協定第2条第2号で規定する所有者等）から個人情報等（以下「情報」という。）の提供の同意を得たものに対して、甲乙が同意を得た範囲内で情報を共有し、連携して対応することにより、空き家所有者等が売却、売却、賃貸など空き家の利活用を促進し、空き家の流通の推進に資することを目的とする。

（業務）
 第2条 乙は、プラットフォームの各種団体と連携し、空き家所有者等からの求めに応じて、流通に向けた次の各号に掲げる業務を、無償で実施する。
 (1) 流通阻害要因を解消するため、他団体と構成する対策チームへの協力
 (2) 所有者等との接触及び相談
 (3) 売却、賃貸などの支援策の検討
 (4) 新たな情報収集などの追加調査
 (5) 所有者等から同意を得た新たな情報の提供
 (6) 物件調査など支援策の提案
 (7) 新住民への斡旋などの具体的な支援
 (8) 売買、賃貸借など契約の支援
 (9) 流通推進会議への出席

（甲の役割）
 第3条 甲は、空き家所有者等の同意を得られた場合、甲が保有する空き家及び空き家所有者等の情報（空き家の状況、空き家所有者等の氏名、住所、連絡先などをいう。以下同じ。）を乙に提供する。

（乙の役割）
 第4条 乙は、会員である土地家屋調査士の中から、本協定に定める業務を行う者（以下、「担当事業者」という。）を選定し、業務に当たらせる。
 2 乙は、担当事業者の個人情報管理その他本協定に定める業務について、適正な対応がなされるよう担当事業者に対して指導監督等を行う。（協定に定める業務の範囲を超えた業務の実施）
 第5条 空き家所有者等又は、新住民からの求めがある場合に限り、乙又は担当事業者が、本協定に定める業務の範囲を超えて有償での業務を行うことは妨げない。
（権利義務の譲渡等の禁止）
 第6条 乙は、担当事業者以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。
（守秘義務・個人情報保護義務）
 第7条 乙又は、担当事業者は、本協定に定める業務に関わって知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。
 2 乙又は、担当事業者は、本協定に定める業務を実施するために空き家所有者等の個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（誓約書の提出）
 第8条 担当事業者は、本協定に定める業務を開始するにあたり、個人情報保護等に関する誓約書を速やかに甲に提出しなければならない。（協定の遵守及び協定違反への措置）
 第9条 乙は、本協定に定める乙の義務及び禁止事項について、担当業者に遵守させなければならない。

2 乙は、担当事業者が本協定の定め反した場合は、当該担当業者に業務の遂行を直ちに中止させ、以後、当該担当事業者を業務に当たらせてはならない。
（苦情又は紛争の処理）
 第10条 本協定に定める業務に関し、空き家所有者等からの苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議のうえ、これを処理する。
 2 第5条の定めにより、乙又は協力事業者が、本協定に定める業務の範囲を超えて有償での業務を行った場合に発生した空き家所有者等の苦情又は紛争については、乙又は担当事業者の責任において処理するものとし、甲は一切の責任を負わない。
（報告等）
 第11条 乙又は担当事業者は、本協定に定める事業を実施した空き家について、適宜、甲及び空き家流通推進検討会議に進捗状況を報告する。また、甲及び空き家流通推進検討会議から個別に報告を求められた場合は、その状況の報告に協力する。
（業務の実施方法）
 第12条 本協定に定めのない事項で、業務の実施に必要な具体的な事務については、甲乙で協議のうえ、決定する。
（協定期間）
 第13条 本協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。
（協定内容の変更）
 第14条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。
（その他）
 第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名のうえ、各一通を保有する。

令和 2年 8月 18日

甲 寝屋川市本町1番1号
 寝屋川市
 上記代表 市長 広瀬 慶典 

乙 大阪市中央区北新町3番5号
 大阪土地家屋調査士会
 会長 中林 邦久 

会則・会則別紙・職員就業規則の一部改正

令和2年5月29日（金）第82回定時総会で会則の一部および、会則別紙の一部が、令和2年7月1日（水）の第1回理事会で職員就業規則の一部が改正されました。新しい会則は、法務大臣認可を得て、令和2年8月1日から施行されました。その他についてはそれぞれの期日から施行されました。

大阪土地家屋調査士会会則（一部抜粋）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>会員の品位を保持し、その業務及び執務の改善を図るための指導及び連絡に関する事項</u> （削除）</p> <p>(2) <u>表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務に関する事項</u></p> <p>(3) 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項</p> <p>(4) <u>業務の改善に関する調査、研究及び統計に関する事項</u></p> <p>(5) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項</p> <p>(6) <u>業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項</u></p> <p>(7) <u>研修に関する事項</u></p> <p>(8) <u>広報に関する事項</u></p>	<p>（同左）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項</u></p> <p>(2) <u>会員の業務及び執務の指導並びに連絡に関する事項</u> （新設）</p> <p>(3) 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項</p> <p>(4) <u>業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項</u></p> <p>(5) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項</p> <p>(6) <u>業務の改善についての調査及び研究に関する事項</u></p> <p>(7) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(8) <u>境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項</u></p>

改正後	改正前
<p>(9) 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>(10) 地図に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(11) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(12) 筆界特定制度及び法第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項</p> <p>(13) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項</p> <p>(14) 業務の相談に関する事項</p> <p>(15) 講演会、講習会等の開催に関する事項</p> <p>(16) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項</p> <p>(17) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項</p> <p>(18) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項</p> <p>(19) その他本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>(9) 筆界特定制度及び法第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項</p> <p>(10) 地図に関する調査及び研究に関する事項</p> <p>(11) 業務の相談に関する事項</p> <p>(12) 研修に関する事項</p> <p>(13) 講演会、講習会等の開催に関する事項</p> <p>(14) 広報に関する事項</p> <p>(15) 福利厚生及び共済に関する事項</p> <p>(16) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項</p> <p>(17) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項</p> <p>(18) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項</p> <p>(19) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項</p> <p>(20) その他本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>（同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 会員の入退会等</p> <p>第1節 会 員</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第2節 入会及び退会 (調査士会員の入会手続)</p> <p>第6条 本会に入会しようとする者は、連合会の定める入会届を本会に提出しなければならない。</p> <p>2. 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、生年月日及び男女の別</p> <p>(2) 本籍 外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号口に規定する地域をいう。以下同じ。）住所及び事務所</p> <p>(3) 調査士となる資格取得の種類</p> <p>3. 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。</p> <p>(1) 調査士となる資格を有することを証する書面</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 写真3葉</p> <p>(4) 本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し）</p> <p>(5) <u>事務所の使用権を証する書面</u></p> <p>(6) <u>事務所の内部及び外観を示す写真</u></p>	<p>(同左)</p> <p>(調査士会員の入会手続)</p> <p>第6条 本会に入会しようとする者は、連合会の定める入会届を本会に提出しなければならない。</p> <p>2. 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、生年月日及び男女の別</p> <p>(2) 本籍 外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号口に規定する地域をいう。以下同じ。）住所及び事務所</p> <p>(3) 調査士となる資格取得の種類</p> <p>3. 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。</p> <p>(1) 調査士となる資格を有することを証する書面</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 写真3葉</p> <p>(4) 本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
4. (略)	(同左)
5. (略)	(同左)
第7条 (略)	(同左)
(登録事務等)	(登録事務等)
第8条 本会は、連合会会則及び連合会会則施行規則等に従い、連合会の行う調査士の登録及び調査士法人の届出に関する事務の一部を行う。	第8条 本会は、連合会会則及び連合会会則施行規則等に従い、連合会の行う調査士の登録及び調査士法人の届出に関する事務の一部を行う。
2. 本会は、前項の事務について連合会に提出すべき書面等を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。	2. 本会は、前項の事務について連合会に提出すべき書面等を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。
(電子証明書)	
第8条の2 本会に入会した調査士会員及び法人会員は、 <u>電子署名に係る電子証明書を取得</u> するよう努めなければならない。	(新設)
(印鑑届)	(印鑑届)
第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。	第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。
2. 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。	2. 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。
3. 調査士法人の職印は、 <u>社員ごとに定めることができる。ただし、社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は、当該代表すべき者ごとに定める。</u>	3. 調査士法人の職印は、 <u>その事務所ごとに定めることができる。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(調査士法人の解散届)</p> <p>第13条 調査士法人が解散したとき(法第39条第1項第3号を除く。)は、解散の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。</p>	<p>(同左)</p> <p>(調査士法人の解散届)</p> <p>第13条 調査士法人が解散したとき(法第39条第1項第3号及び第4号を除く。)は、解散の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。</p>
<p>第14条～第27条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第3章 会の機関</p>	
<p>第1節 役員</p>	
<p>第28条～第33条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第2節 理事会</p>	
<p>第34条～第38条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第3節 総会</p>	
<p>第39条～第49条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第4節 委員会</p>	
<p>第50条～第56条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第5節 業務分掌</p>	
<p>第57条～第59条 (略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>第4章 事務局</p>	
<p>第60条～第61条 (略)</p>	<p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p>第5章 資産及び会計 第62条～第69条 (略)</p> <p>第6章 支部及び支部長会議</p> <p>第1節 支部 第70条～第74条 (略)</p> <p>第2節 支部長会議 第75条～第83条 (略)</p> <p>第7章 入会金及び会費 第84条～第87条 (略)</p> <p>第8章 研修 第88条 (略)</p> <p>(研修の受講)</p> <p>第89条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。</p> <p>2. <u>調査士会員は、前項の研修のうち、本会又は連合会が指定する研修を受講しなければならない。</u></p> <p>3. 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。</p> <p>4. 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会へ出席できるよう配慮しなければならない。</p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(研修の受講)</p> <p>第89条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。</p> <p>3. 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第9章 業務執行及び品位保持</p> <p>第90条～第102条 (略)</p> <p>(領収証)</p> <p>第103条 会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副2通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。</p> <p>2. <u>前項の領収証は、電磁的記録により作成及び保存することができる。</u></p> <p>3. <u>前2項の</u>副本は、作成の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(事件簿)</p> <p>第104条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、連合会の定める様式により、事件簿を調製しなければならない。</p> <p>2. 事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。</p> <p>3. 受託番号は、毎年更新しなければならない。</p> <p>4. 第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。</p> <p>5. 事件簿は、その閉鎖後<u>7</u>年間保存しなければならない。</p> <p>第105条～第111条 (略)</p> <p>第10章 会の指導、調査、注意勧告</p> <p>第112条～第115条 (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>(領収証)</p> <p>第103条 会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副2通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>前項の</u>副本は、作成の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(事件簿)</p> <p>第104条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、連合会の定める様式により、事件簿を調製しなければならない。</p> <p>2. 事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。</p> <p>3. 受託番号は、毎年更新しなければならない。</p> <p>4. 第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。</p> <p>5. 事件簿は、その閉鎖後<u>5</u>年間保存しなければならない。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(書類及び執務状況の調査)</p> <p>第116条 本会は、法第55条又は施行規則第40条第3項の規定により、<u>法務大臣</u>に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。</p> <p>2. 第112条第3項の規定は、前項の調査について準用する。</p> <p>第117条 (略)</p> <p>第11章 情報の公開</p> <p>第118条 (略)</p> <p>第12章 紛議の調停</p> <p>第119条～第122条 (略)</p> <p>第13章 境界問題相談センターおおさか</p> <p>第123条～第124条 (略)</p> <p>第14章 雑 則</p> <p>第125条～第127条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1. <u>この会則の第3条、第9条、第13条、第89条、第103条、第104条、第116条の改正、第6条第3項第5号及び第6号、第8条の2の新設は、司法書士法及び土地家屋調査</u></p>	<p>(書類及び執務状況の調査)</p> <p>第116条 本会は、法第55条又は施行規則第40条第3項の規定により、<u>大阪法務局の長</u>に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。</p> <p>2. 第112条第3項の規定は、前項の調査について準用する。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日（令和2年8月1日）から施行する。</p> <p>（調査士法人の職印についての経過措置）</p> <p>2. <u>改正会則施行の際、改正前の会則に基づく調査士法人の職印は、次の取扱いとする。</u></p> <p>(1) <u>主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が1人である場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印を当該社員の職印とみなす。</u></p> <p>(2) <u>主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が2人以上である場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印をあらかじめ指定した当該社員のうちの1人の職印とみなす。その他の当該社員は速やかに使用する職印を届け出るものとする。</u></p> <p>(3) <u>社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めている場合において、従たる事務所に常駐する社員が当該調査士法人を代表する社員でない場合、従来の従たる事務所の職印を廃止したものとみなす。</u></p> <p>（事件簿の保存期間についての経過措置）</p> <p>3. <u>第104条第5項における事件簿の保存については、施行日を基準として事件簿の閉鎖後5年を経過したものは適用しない。</u></p>	

大阪土地家屋調査士会会則別紙（入会金及び会費に関する規程）
新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 入会金及び会費に関する規程</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (省略)</p> <p>(支部交付金)</p> <p>6. 本会は、支部ごとに、<u>定額交付金年450,000円及び当該支部会員1人につき1月当り金2,100円を交付する。</u></p>	<p>別紙 入会金及び会費に関する規程</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(支部交付金)</p> <p>6. 本会は、支部ごとに、<u>当該支部会員から納付された会費のうち1月当り金2,100円及び定額交付金年450,000円を当該支部に交付する。</u></p>
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1. この会則別紙第6項の変更は、<u>令和2年7月1日から施行する。</u></p>	





あなたの
挑戦のそばに
三井住友海上は
いつもいます。







安心のゴールキーパー



 クルマの保険
  すまいの保険
  ケガの保険







立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

www.ms-ins.com







MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。 ©2016 adidas Japan K.K., adidas, the 3-Bars logo and the 3-Stripes mark are trademarks of the adidas Group.

大阪土地家屋調査士会職員就業規則新旧対照表

令和2年7月1日改正

改 正 後	改 正 前
<p>(休日及び休日の振替)</p> <p>第12条 職員の休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週日曜日</p> <p>(2) 毎週土曜日</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律により休日とされた日</p> <p>(4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</p> <p>(5) 夏期休日（8月13日から8月16日まで）</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>この規則第12条第1項第2号の改正は、令和2年7月31日から施行する。</p>	<p>(休日及び休日の振替)</p> <p>第12条 職員の休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週日曜日</p> <p>(2) 第1土曜日を除く土曜日</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律により休日とされた日</p> <p>(4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</p> <p>(5) 夏期休日（8月13日から8月16日まで）</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>



SOKKIA

SRX

光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサンテクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

Ⓜ 阪奈測機(株)

〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609
FAX 072-877-2885

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

大阪府の新型コロナウイルス感染者が、8月6日現在過去最多の225人となりました。大阪モデル「警戒」の黄信号が灯ったままです。

大阪土地家屋調査士政治連盟では、調査士制度の充実を図るため各政党及び議員各位と政策懇談会、勉強会を行い、予算の許す範囲において主に顧問委嘱している議員の政治資金パーティーに出席しているのですが、コロナ禍のなか「3密を避ける」「ソーシャルディスタンスの確保」を理由に、政治資金パーティーは軒並み延期となっています。

会議自体もなかなか開催できないなか、自民党大阪府支部連合会より「友好団体の皆様との意見交換」の打診があり、7月8日、大阪土地家屋調査士会館4階会議室にて、コロナ対策を講じた上で意見交換会を開きました。出席者は自民党大阪府連から左藤章衆議院議員（府連政務調査会長）、太田房江参議院議員（府連副会長）、佐藤ゆかり衆議院議員、神谷昇衆議院議員、松川るい参議院議員の5名です。大阪土地家屋調査士会からは中林邦友会長、竹本貞夫副会長、山脇優子総務部長、能勢専務理事が、当政治連盟からは吉田栄江会長、向井彰一副会長、

松本充司幹事長、坂田宏志会計代行、加藤幸男名誉会長、神寶敏夫顧問の計10名です。

午後3時からの予定でしたが、各種団体を廻った最終に来られたそうで開始が少し遅くなりました。新型コロナにより我々の業務が影響を受けたことを中心に、調査士制度全般についてなどゆっくりと意見交換ができました。



自民党大阪府支部連合会との意見交換

また、堺市自民党所属議員との政策要望懇談会が7月30日、午後2時50分から3時30分までソフィア・堺にて行われました。これは前記の意見交換会の延長で各選挙区を対象として開催したもので、出席議員は、岡下昌平衆議院議員、奴井和幸府議会議員、西恵司府議会議員、西村ひかる府議会議員、山口典子市議会議員、信貴良太市議会議員、白江米一市議会議員、池側昌男市議会議員、野村ともあき前市議会議員。当政治連盟からは松本充司幹事長、彦坂浩子副会長、大西幸三副幹事長、深井邦仁副幹事長、坂田宏志会計代行が参加しました。

内容については、調査士制度について彦坂副会長が、新型コロナウイルスによる調査士業務への影響について松本幹事長が、堺の地図整備について坂田会計代行が話されて、こちらの要望についてもご理解を深めていただけたように思います。

以上、ご報告です。

会員の皆さんもコロナにじゅうぶん注意して業務に励んでください。

(広報担当副会長・向井彰一)

測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp

http://pat1.jp/osakaseibu



大阪青年土地家屋調査士会だより

新型コロナウイルスの流行、加えて緊急事態宣言が出された影響を受け、延期となっておりました、大阪青年土地家屋調査士会の定時総会ですが、感染対策を行った上で7月31日(金)に本会4階会議室において行うこととしました。

すべての議案が賛成多数により、承認可決されました。前年度より実施しております、期間限定での年会費無料の会則も、その期間の延長が承認可決され、引き続き年会費は無しということになりましたのでご報告いたします。

続いて、8月6日に第一回の役員会を行いました。以前よりお話ししております、組織改革についての話を主に議論いたしました。

今年度事業につきましては、コロナ感染の状況が未だ先の見通せないものとなっておりますので、なかなか計画も立て難しくなっております。特に研修事業や厚生事業は、集まって何かを行うということが制限されている中、基本的には事業計画は保留し、情勢が落ち着けば検討する方針としました。司法書士会、税理士会と行ってきました「三青会」につきましても、現時点では白紙の状態となっております。

その間は、当初より今年度のメインと位置づけました、組織改革の方を進めていきたいと考えております。事務的な手間を極力削減し、負担の無いノビノビとした会務運営ができるような組織にできるよう、協議を行っていく方針です。



今年度も青調会への御支援・御協力をよろしくお願い致します。また、ぜひ仲間となり、ともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

《新入会員募集》

我々は新入会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は**年齢50歳以下または登録10年未満の大阪会会員**であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6,000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。なお、前述しましたように**現在、期間限定で年会費は無料となっております**。ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております(賛助会員も会費は同額です)。

入会ご希望の方は下記HPの入会案内フォームに必要な事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会 HP アドレス :

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

新型コロナウイルスへの対策

今年1月から始まった新型コロナウイルス感染拡大は、世界中の医療・経済・生活様式に大きな影響を与えています。外出自粛や感染予防対策など、土地家屋調査士もコロナ禍を乗り切るため、従来から行われていた業務の変革を迫られています。

当協会も、2月頃から社員の新型コロナウイルス感染防止と、業務活動を通じた感染拡大を防止するため様々な対策を行ってきました。

まず、当協会社員およびその家族が新型コロナウイルスに感染した場合に備え「コロナ感染報告書」を作成しました。協会事務局員も、通勤時の感染リスクを下げるため、現在も時差出勤を実施しています。

また、現在当協会が受注している14条地図作成作業においても、一筆地立会作業を5月から予定していましたが法務局と協議のうえ緊急事態宣言中は作業を中止し、6月中旬から再開した一筆地調査では、毎朝の検温・作業中のマスク着用・手指消毒・手洗いを徹底し、地権者の不安解消のため感染予防対策中を示すバッチを付けて作業を行っています。



例年、6月に行っている一般向け講演会も3密を避けるため中止し、協会内の各種委員会、部会、区域会議についても開催自粛を全社員に要請しています。9月開催予定の定時総会も規模を縮小して最小限の人数で行う予定にしています。

ただし、当協会の運営に必要な常任理事会と理事会については開催の必要があることからZoomによるリモート会議が導入可能か検討を行い、4月の常任理事会から実際に運用を開始しています。最初は接続や回線不良により戸惑うこともありましたが、何度か会議を開催して、全員が少しずつリモート会議に慣れてきたところです。

会議をリモートで行うようになってから、以前のように会議場所まで移動する必要がなくなり、会議

開催時間直前まで事務所内で業務を行うことができるようになりました。会議が終わればすぐ自分の業務を再開することができ、時間を有効に活用することが可能です。会議後にみんなで居酒屋に行くことができなくなったのが少し残念ですが、飲み代が浮いているので、それもメリットといえるのではないのでしょうか？

コロナ禍をきっかけとした生活様式の変革と新しい業務形態の在り方にリモート会議は必須のツールです。大阪の感染者数も増えており、新型コロナウイルスの感染終息にはまだまだ時間がかかるようです。まだリモート会議を実践していない方は、思ったより敷居は低いので一度試してみてもはいかがでしょうか？



*当協会では、社員を募集しています。協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



会 員 異 動 (R2・9・1 現在)

入 会 者 (3名)

氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
由 谷 努	3348	北	2・7・1	〒550-0025 大阪市西区九条南1丁目2-20 ドーム前いずみビル3F ☎06-6563-9485 ☎06-6563-9486
坪 内 隼 斗	3385	北	2・7・1	〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階 ☎06-6225-7538 ☎06-6225-7539
杉 山 正 剛	3386	北	2・8・11	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目1番3-1500号 大阪駅前第3ビル15階 ☎06-6455-7717 ☎06-6455-8666

事 務 所 変 更 (13名)

氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 出 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX
村 井 和 巳	2140	中央	中央	2・6・4	〒556-0011 大阪市浪速区難波中1丁目10番4号 南海SK難波ビル6階 加納合同事務所内 ☎06-6645-0045 ☎06-6645-0035
光 畑 憲 人	3374	北摂	北摂	2・6・24	〒567-0868 茨木市沢良宜西1丁目2番20号 タウンハイツ南茨木2号館403号室 ☎072-629-1081 ☎072-628-4351
原 野 敦 士	3314	中央	堺	2・6・30	〒591-8024 堺市北区黒土町69-2-201 ☎072-242-8573 ☎072-242-8673
金 子 友 紀	3271	大阪城	大阪城	2・7・10	〒540-0012 大阪市中央区谷町一丁目4番3号 ACN天満橋ビル4階 ☎06-6941-7345 ☎06-6941-2292
黒 岡 純 二	2854	大阪城	大阪城	2・7・10	〒540-0012 大阪市中央区谷町一丁目4番3号 ACN天満橋ビル4階 ☎06-6941-7345 ☎06-6941-2292
吉 田 珠 美	3377	北	北	2・7・14	〒530-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番16号 プランズタワー梅田North2506 ☎080-8519-0308 ☎06-6743-4227

富澤祐二	2461	北河内	北河内	2・7・22	〒572-0088 寝屋川市木屋元町15番25号 ☎072-832-9281 ☎072-832-9281
吉田英彦	2698	北河内	北河内	2・7・30	〒576-0051 交野市倉治五丁目27番5号 ☎072-396-4911 ☎072-380-3690
上田智章	3030	北河内	北河内	2・7・30	〒576-0051 交野市倉治五丁目27番5号 ☎072-396-4911 ☎06-7494-9273
中川由起子	3304	中河内	中央	2・8・4	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子二丁目7番4号 サザンコートⅡ301 ☎06-7777-3835 ☎06-7777-3835
佐藤俊輔	3182	大阪城	中央	2・8・26	〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町8番11号 新和興産ビル403号 ☎06-6776-2746 ☎06-6776-2747
岸田憲一	2599	大阪城	大阪城	2・8・27	〒541-0051 大阪市中央区備後町三丁目4番9号 輸出繊維会館7階 ☎06-4706-0700 ☎06-6226-5567
森 武士	3339	大阪城	大阪城	2・8・31	〒540-0023 大阪市中央区北新町4-1 谷町プラザビル403号 ☎06-4790-8277 ☎06-4790-8278

退会者など（資格取消・喪失者を含む）（4名）

氏名	登録番号	支部	届出 年月日	退会理由
藤田英二	3321	北摂	2・2・8	死亡
井上天	2548	中央	2・6・10	業務廃止
松井昇太郎	2144	北	2・8・31	業務廃止
西尾宏	2465	北摂	2・8・31	会則第87条による退会

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (3 法 人)			
名 称	支 部	社 員 ・ 会 員 登 録 番 号	事 務 所 所 在 地 ①主たる事務所 ②従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 つむぎ	北	西谷 尚志 3287	① 〒530-0026 大阪市北区神山町8番1号 梅田辰巳ビル ☎06-4709-0355 ②06-4709-0356
土地家屋調査士法人 つむぎ	中央	高橋 正和 3293	② 〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番31号 ☎06-6585-7094 ②06-6585-7194
土地家屋調査士法人 アローフィールズ	北	大石 一平 3316	② 〒550-0025 大阪市西区九条南一丁目2番20号3階 ☎06-6563-9485 ②06-6563-9486

登 録 事 務 所 変 更 (1 法 人)		
名 称	支 部	新 事 務 所 所 在 地 ①主たる事務所 ②従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
KTオフィス 土地家屋調査士法人	大阪城	② 〒541-0051 大阪府中央区備後町三丁目4番9号 輸出繊維会館7階 ☎06-4706-0700 ②06-6226-5567

改 法 人 名 (1 法 人)		
新 法 人 名	旧 法 人 名	支 部
土地家屋調査士法人 キャストグローバル	土地家屋調査士法人 A.I.グローバル	北

第6回常任理事会

令和2年6月12日(金)午後2時から本会4階会議室で第6回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」に関するアンケートについてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①事務局新型コロナウイルス感染予防対策について
- ②近畿財務局明示協議会議事録について

審議事項

- ①火曜会について
- ②泉大津市からの空家等対策協議会委員の推薦について

協議事項

- ①今年度の活動について
- ②70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」に関するアンケートについて
- ③労働組合要求書について
- ④会員に対する第82回定時総会の報告について
- ⑤令和2年度の役員報酬について
- ⑥第1回理事会について

第7回常任理事会

令和2年6月22日(月)午後4時から本会4階会議室で第7回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、今年度の活動についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

審議事項

- ①令和2年度事業計画実施細目について
- ②令和2年度の役員報酬について
- ③第1回理事会について

協議事項

- ①今年度の活動について
- ②寝屋川市空き家流通推進プラットフォームへの参画について
- ③LINEスタンプデザインコンペについて

第8回常任理事会

令和2年7月1日(水)午後3時から本会4階会議室で第8回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第1回理事会についてなど次の各事項が審議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①境界問題相談センターおおさか令和元年度事業報告書について

審議事項

- ①各種行事の出席者の確認について
- ②第1回理事会について

第9回常任理事会

令和2年8月5日(水)午後4時から本会4階会議室で第9回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、補助者規則の改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①事務局PC関連業務作業に関する機密保持契約(覚書)の締結について
- ②協同組合との打合せ(会員管理システム等)について
- ③大阪府の地籍調査促進戦略2020への意見について

審議事項

- ①各種行事の出席者の確認について

協議事項

- ①補助者規則の改正について

- ②土地家屋調査士法人の職印の取扱い変更に伴う戸籍謄本等職務上請求書提出（返却）について
- ③高齢会員の会費減免措置について
- ④電磁的会議に関する取扱いについて

第8回理事会

令和2年3月12日(木)午後4時から本会4階会議室で第8回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審議事項

- ①第1号議案 支部交付金調整金廃止に伴う会則別紙（入会金及び会費に関する規程）の一部変更について
 [提案理由] かねてから協議していた支部交付金調整金を廃止するに伴い、会則別紙の一部変更を添付の新旧対照表のとおりで令和2年度の定時総会に諮ることを提案する。
 [結果] 全会一致で承認された。
- ②第2号議案 会員章証紙制度について
 [提案理由] 完全オンライン申請時の会員章証紙貼付の問題、会員章証紙の未貼付による不公平を解消するため、会員章証紙制度を廃止するに伴い、別紙のとおり令和2年度の定時総会に諮ることを提案する。
 [結果] 全会一致で承認された。
- ③第3号議案 会員章証紙制度廃止に伴う会則別紙（入会金及び会費に関する規程）の一部変更について
 [提案理由] 会員章証紙制度廃止に伴う財源確保のため、会則別紙（入会金及び会費に関する規程）の一部変更を添付の新旧対照表のとおりで令和2年度の定時総会に諮ることを提案する。
 [結果] 全会一致で承認された。
- ④第4号議案 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
 [提案理由] 令和2年度は、土地家屋調査士制度制定70周年にあたるため、別添のとおり記念事業を行うことの審議を提案する。

- [結果] 賛成多数で承認された。
- ⑤第5号議案 民間総合調停センター理事の推薦について
 [提案理由] 別紙のとおり、民間総合調停センターから推薦依頼がきているため、推薦者について審議することを提案する。
 [結果] 全会一致で承認された。

協議事項

- ①第1号議案 会則改正について
 [提案理由] 連合会の会則モデル案改正により、本会の会則も対応する必要があると思料するため、会則を別添のとおり改正することを日調連の内議に諮ることについて協議を提案する。
 [結果] 電子証明書については努力規程とする方向、法人の職印については日調連に現行のままでは不都合が出るのか等を確認した上で判断する方向で内議を提出する。
- ②第2号議案 令和元年度事業経過報告について
 [結果] 提案について特に意見なし。
- ③第3号議案 令和2年度事業計画について
 [結果] 提案について特に意見なし。
- ④第4号議案 令和2年度予算について
 [結果] 提案について特に意見なし。
- ⑤第5号議案 災害協定モデルについて
 [提案理由] 土地家屋調査士が社会貢献するために各市町村との災害協定を締結する際、支部及び本会の連携を明らかにした協定のモデルを制定することについて協議を提案する。
 [結果] 協議事項から審議事項（第6号議案）とすることが賛成多数で承認された後、社会事業部からの提案（当日配布分）通りで災害協定モデルが全会一致で承認された。
- ⑥第6号議案 民事調停委員推薦規程について
 [提案理由] 裁判所からの依頼により民事調停委員を推薦する際の規程を別添のとおり制定することについての協議を提案する。
 [結果] 提案について特に意見なし。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

業 務 日 誌

◇ 6 月 ◇

- 1日・会務処理（会館）中林会長
- 2日・大阪市建設局来会（会館）森脇社会事業部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
- 3日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森次相談員
- 4日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）池原相談員
- 9日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員
- 10日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）雨宮・京谷各境界問題相談センターおおさか推進委員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）内山相談員
- 11日・第77回定時総会事前説明会（電子会議）（会館）中林会長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山相談員
- 12日・常任理事会（会館）
・社会事業部会（会館）
- 15日・財務部会（会館）
- 16日・労働組合団体交渉（会館）芳多副会長、山脇総務部長、河崎財務部長
・日調連総会（視聴）（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長
・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
・所有者不明土地問題アンケート事前調査（大東市役所）森脇部長、内山社会事業部副部長、三谷同部理事
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員
- 17日・総務部会（会館）
・入会面談（会館）雨宮総務部副部長、竹内・白井・塩田各同部理事
・協同組合部長会（会館）永野財務部理事
・全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター掲示依頼（法務局本局）森脇部長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森脇相談員
- 18日・業務研修部会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山相談員
- 22日・常任理事会（会館）
・全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター掲示依頼（法務局守口・天王寺各出張所）今村社会事業部副部長
- 23日・全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター掲示依頼（法務局北出張所）内山副部長（枚方出張所）富澤社会事業部理事（堺・富田林・岸和田各支局）坂田同部理事
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）安岐相談員
- 24日・大阪大学寄付講座準備会議（会館・Web）
・全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター掲示依頼（法務局北大阪支局）三谷理事（東大阪支局）森留社会事業部理事
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）山本（龍）相談員
- 25日・所有者不明土地問題アンケート事前調査（堺市役所、松原市役所）森脇部長、内山副部長、坂田理事
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
- 26日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- 29日・資料センター運営委員会（会館）
・全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター掲示依頼（法務局池田出張所）森脇部長
- 30日・支部長会議（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員

◇ 7 月 ◇

- 1日・常任理事会（会館）
・理事会（会館）
・ネット環境について協同組合と打ち合わせ（会館）山脇部長
・全国一斉不動産表示登記無料相談会宣伝依頼（NHK大阪放送局）森脇部長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）奥田相談員
- 2日・近畿大学寄付講座講師会議（Web）

- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）佐古相談員
- 3日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
- 7日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員
- 8日・制度対策委員会（会館）
 - ・財務部会（会館）
 - ・賠償損害補償制度紛争処理委員会（会館）
 - ・法務局との打ち合わせ（会館）森脇部長、坂田理事
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）浅井境界問題相談センターおおさか推進副委員長、中川（耕）会員
 - ・調停室パーテーション設置作業（会館）京谷委員
 - ・自由民主党意見交換会（会館）中林会長、竹本副会長、山脇部長
 - ・法務大臣表彰授与（法務局本局）中林会長
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）阿部相談員
- 9日・会長調査（会則第112条第2項）（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（文）相談員
- 10日・特別研修（基礎研修）（会館）濱口業務研修部長
 - ・オンライン申請促進委員会（Web）
 - ・近畿ブロック第64回定例協議会（クサツエストピアホテル）中林会長、竹本・芳多・久保各副会長
- 11日・特別研修（基礎研修）（会館）塚田業務研修部副部長
- 12日・特別研修（基礎研修）（会館）濱口部長
- 14日・総務部会（会館）
 - ・聴聞（会館）芳多副会長、山脇・河崎各部長
 - ・PC打ち合わせ（株式会社エイコー）（会館）芳多副会長、山脇部長、雨宮副部長、竹内・塩田各理事
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本（貞）相談員
- 15日・社会事業部会（会館）
 - ・協同組合部長会（会館）河崎部長
 - ・非調査士活動実態調査事前打ち合わせ（法務局東大阪支局）小川（和）非調査士活動排除委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）久

- 保（尚）相談員
- 16日・会務処理（アクリル板設置）（会館）山脇部長
 - ・非調査士活動実態調査事前打ち合わせ（法務局池田出張所）馬野非調査士活動排除委員
 - ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター運営委員会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森山相談員
- 17日・民間総合調停センター支援連絡委員会・和解あっせん人合同会議（会館）
- 19日・大阪市マンション管理支援機構管理組合交流サロン（大阪市立住まい情報センター）正井会員
- 20日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
 - ・シヴライズ株式会社との打ち合わせ（会館）森脇部長、今村副部長、森留理事
 - ・日本弁理士会関西会との打ち合わせ（五士業合同協議会の引継について）（日本弁理士会関西会）中林会長、山脇部長
- 21日・綱紀委員会（全体会議）（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- 22日・業務研修部会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）富澤相談員
- 27日・滯標ネット運営委員会（会館）
 - ・資料センター運営委員会（会館）
 - ・大阪市マンション管理支援機構第3回常任委員会・第1回協議会（大阪市立住まい情報センター）森脇部長、正井会員
- 28日・寝屋川市来会（会館）久保副会長、森脇部長
 - ・政治連盟常任幹部会（会館）竹本副会長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- 29日・第11回全国一斉不動産表示登記無料相談会（会館）森脇部長、内山・今村各副部長、三谷・森留・富澤・坂田各理事
 - ・資料地図スキニング作業（会館）西村・坂田各資料センター運営委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）今村相談員

- 30日・総務部業務連絡会（会館）
 - ・入会面談（会館）竹内・白井各理事
- 30日・P C 打ち合わせ(会館)山脇部長、雨宮副部長、塩田理事
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山（高）相談員
- 31日・資料地図返却（法務局本局）坂田委員

◇ 8 月 ◇

- 3日・制度対策委員会（会館）
- 4日・近畿大学寄付講座採点会議（会館）
 - ・R T K 基準点調整（会館）西村委員
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中（久）相談員
- 5日・常任理事会（会館）
 - ・注意勧告理事会（会館）
 - ・非調査士活動実態調査（法務局本局）津本・中元・佐藤根・島田各非調査士活動排除委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塩田相談員
- 6日・業務研修部業務連絡会（会館）
 - ・財務部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員
- 11日・大阪大学寄付講座講師会議（会館・Web）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）今西相談員
- 12日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）西田（寛）境界問題相談センターおおさか推進委員長、辻田同委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）三谷相談員
- 13日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
- 17日・協同組合部長会（Web）佐野財務部副部長
- 18日・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）池原相談員

- 19日・業務研修部会（会館）
 - ・非調査士活動実態調査（法務局岸和田支局）金谷（充）非調査士活動排除副委員長、荒木・酒井各同委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）竹内相談員
- 20日・総務部会（会館）
 - ・聴聞(会館)芳多副会長、山脇・河崎各部長
 - ・総務部打ち合わせ（文書取扱基準）（会館）山脇部長、雨宮副部長、白井理事
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
- 21日・特別研修（集合研修）（会館）竹本副会長
- 22日・特別研修（集合研修）（会館）濱口部長
- 23日・特別研修（総合講義）（会館）濱口部長
- 24日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
 - ・打ち合わせ（V-CUBE）（会館）濱口部長
 - ・打ち合わせ（会員登録・会員指導）（会館）中林会長、芳多副会長
 - ・産学交流学術研究委員会（会館・Web）
- 25日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員
- 26日・社会事業部会（会館）
 - ・社会事業部業務連絡会（会館）
 - ・「注意又は勧告」告知書交付式（会館）中林会長、山脇部長
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）白井相談員
- 27日・資料センター運営委員会（Web）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山相談員
- 28日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- 31日・大阪大学寄付講座講師会議（会館）

公嘱協会の動き

◇ 6 月 ◇

- 2日・経理事務引き継ぎ（協会）西谷経理部長、古巢職員、山内職員
- 5日・第11回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 16日・第11回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 17日・近公連理事長会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長
- 26日・全公連第35回定時総会（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長
- ・入会希望者面接（協会）與倉総務部長、三好事務局長

◇ 7 月 ◇

- 1日・勝山公認会計士による実査（協会）
- 17日・外部監査（協会）勝山公認会計士、笹本副理事長、西谷経理部長、三好事務局長、古巢職員、山内職員
- 22日・外部監査（協会）勝山公認会計士、三好事務局長、古巢職員、山内職員
- 28日・入会希望者面接（協会）與倉総務部長、三好事務局長
- 28日・第1回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）

◇ 8 月 ◇

- 4日・監査会（協会）
- ・境界標識のカウント（協会）横山理事長、船原・笹本副理事長、與倉・西谷・太田・流王常任理事、三好事務局長
- 5日・シヴライズ（株）とHPの打ち合わせ（協会）與倉総務部長、谷内田広報委員、三好事務局長、山内職員
- 18日・第1回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 19日・第1回近公連理事長会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長、三好事務局長

行事予定

◇ 10 月 ◇

- 7日(水)常任理事会
大阪大学法科大学院寄付講座第3講
- 9日(金)財務部会
- 14日(水)中間監査
大阪大学法科大学院寄付講座第4講
- 21日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第5講
- 22日(木)第5回境界問題相談センターおおさか推進委員会
第5回境界問題相談センターおおさか運営委員会
- 27日(火)第1回全国会長会議(28日も)
- 28日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第6講

◇ 11 月 ◇

- 4日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第7講
- 5日(木)常任理事会
- 11日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第8講
- 18日(水)常任理事会
理事会
大阪大学法科大学院寄付講座第9講
- 25日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第10講
- 28日(土)新会員研修会(29日も)

◇ 12 月 ◇

- 2日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第11講
- 6日(日)関東ブロックとの懇談会(7日も)
- 9日(水)常任理事会
大阪大学法科大学院寄付講座第12講
- 16日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第13講

編集後記

秋はお祭りの季節です。いろいろなところで農作物の収穫を祝い、さまざまなお祭りが開催されるはずですが、今年はコロナ禍の影響により、予定どおり開催される場所は少ないのではないのでしょうか…。

私たち大阪会でも通常であれば、この時期は各支部、各地域のお祭りにさまざまな形で参加し、外部広報を頑張っている時期でもあります。例えば北河内支部であれば9月の頭に枚方ライトアップフェスティバルという市民祭りに参加し、花火の観覧席を設置するための手伝いとして河川敷を測量（位置出し）し、600枚以上の縦横きっちり並んだブルーシートとそのアナウンスで測量技術の高さをアピールしています。10月になると大阪城支部では中央区民祭り、北支部では北区民カーニバル、堺支部では堺まつりに参加し、それぞれ出店を出し、一般の方に楽しんでもらいながら業界を知ってもらうきっかけを作ります。また北摂支部では五土業相談会が開かれ、専門分野で問題をかかえた方々の悩みを取り除き、プロとしての力をPRしています。このように、正に広報の秋と言える季節なのですが…。

今年は残念ながら、コロナ禍によりオリンピックをはじめ、各業界のさまざまなイベント事が中止、延期となっています。6月には一度は終息しそうに

みえていたコロナ感染者数。さあ、ここから、GOTOトラベルキャンペーンなどの経済対策で盛り返そうとしていた矢先でした。再びコロナウイルスが勢力を拡大してきて、8月には大阪でも3桁台の感染者数が多数報告され、社会を動かそうとしながら一方でまた自粛しなければならないというジレンマに陥りました。私たちが例年参加している地域のお祭りも、祭り自体の中止や、調査士会の参加自粛が決まっており、五土業相談会も早々に中止となりました。

しかしながらこのような状況の中でも、各支部の会員の皆さんは、コロナに負けまいと、新しい広告を出すことや、新グッズの作成など、さまざまな代案を企画されています。

本会でも多くのイベントが中止となりましたが、それでもできることがあると、本会社会事業部ではLINEスタンプデザインコンペなど、感染リスクの少ない広報活動を行っています。

やりたい事もままならない状況ですが、各支部、本会、なんとか広報活動を頑張っております。会員の皆様におかれましても、ご自身の体調に気を付けて、なんとか現状を乗り切ってください。来年度にはワクチンや治療薬などが開発され、またみんなで集まってイベントを楽しめるように願い、会員みんなで、今できる事をひとつずつ頑張っていきましょう。

(今村)



訃報



北摂支部
藤田 英二会員
令和2年2月8日ご逝去
(享年79歳)

▽平成29年7月20日入会

*謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます

【協同組合からのお知らせ】

訃報

平成29年4月から協同組合事務局職員としてお世話になりました坪田孝之職員が令和2年7月12日(日)にお亡くなりになりました。

ご逝去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに心から故人のご冥福をお祈り致します。



おくやみ申し上げます

▽金谷 亨珍さん(中央支部 金谷 在珠・母堂、
令和2年7月10日没、97歳)

▽安岐 時子さん(中河内支部 安岐 正則・母堂、
令和2年8月12日没、94歳)

▽塩賀 富男氏(北摂支部 塩賀 崇史・尊父、
令和2年9月6日没、87歳)

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支部別会員数(R2・9・1現在)

○内数字は法人会員数

支部	会員数	増減	支部	会員数	増減
北	158⑦	2	北河内	79②	0
中央	135⑥	0	北摂	152③	-2
大阪城	136④	-1	堺	151①	1
中河内	106①	-1	泉州	76⑦	0
			合計	993④	-1

法人会員数44法人 (+1)

※増減は前回R2年6月1日比

本会社会事業部員

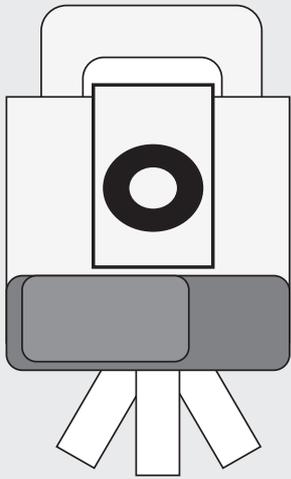
森 脇 英 明 内 山 善 雄
今 村 健太郎 三 谷 善 樹
森 留 禎 雄 富 澤 祐 二
坂 田 宏 志
(社会事業部担当副会長) 久 保 加 奈 子

支部社会事業(広報)担当責任者

北 奥田 祐次 中 央 阿部 孝信
大阪城 久保 尚之 中河内 森山 泰久
北河内 大津 拓馬 北 摂 吉田 孝信
堺 杉田 育香 泉 州 向井 常能
(事務局) 山口 知晃



■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電話 06(6942)3330(代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ : http://www.chosashi-osaka.jp



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

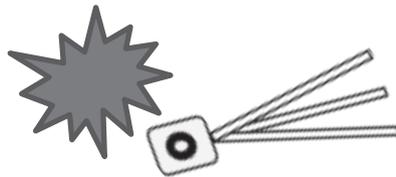
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

新 最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ → DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ



毎月1日
開講!
入学随時!

内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確保することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績のもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノートⅠ 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
	テキスト 合格ノートⅡ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
	テキスト 合格ノートⅢ 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノートⅣ 土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)〈第六版〉	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)〈第六版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVDまたはダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、

特別減免学費 で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円



【好評図書のご案内】



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修
遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著
2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円+税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦



所有者の所在の把握が難しい 土地に関する探索・利活用のための ガイドライン 第3版

～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～

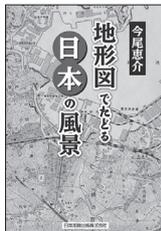
所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会
2020年2月刊 B5判 364頁 本体2,300円+税

令和元年
12月公表の
内容を反映！



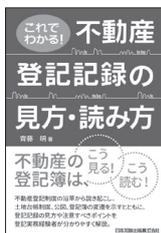
Q&A 所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地適正化法 の実務と登記

元・東京法務局城北出張所所長、元・甲府地方法務局首席登記官 後藤浩平 著
2020年3月刊 A5判 488頁 本体4,800円+税



地形図を楽しむためのヒント集！ 地形図でたどる日本の風景

今尾恵介 著
2019年10月刊 四六判 188頁 本体1,600円+税



これでわかる！ 不動産登記記録の見方・読み方

齊藤明 著
2016年5月刊 A5判 248頁 本体2,300円+税



これでわかる！ 相続で必要になる戸籍の見方・調べ方

篠崎哲夫 著
2013年11月刊 A5判 208頁 本体2,000円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



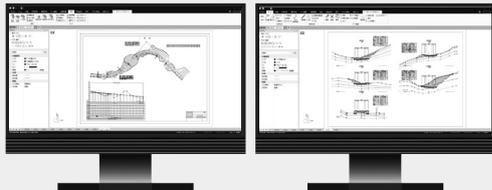
最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!



測量CADシステム(トレンドワン)

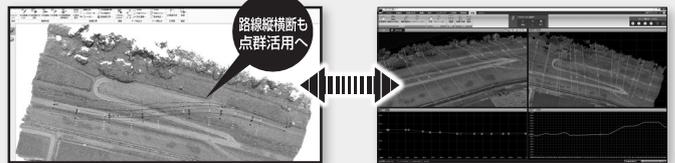
マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



地番情報を表示しながら図面編集:測点表示で網確認:線形表示と縦横断:
CAD&CAD表示で一般図…比較確認など抜群の効率化を実現

点群活用! TREND-POINT連携!



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

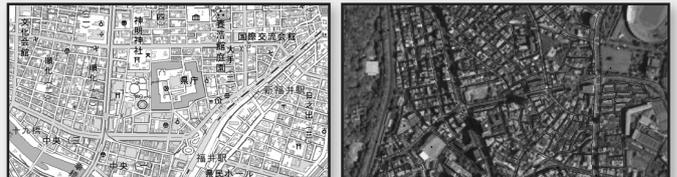
集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3(自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

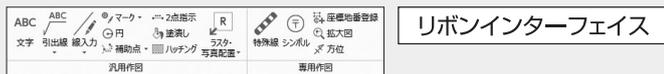
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院[標準地図]・[写真]等やストリートビュー活用!

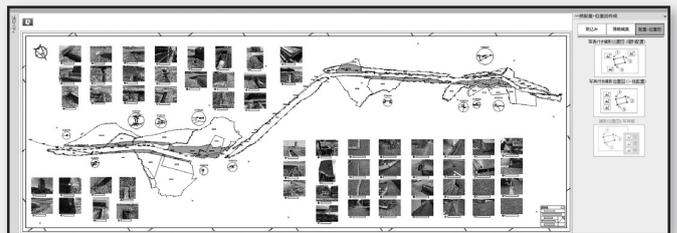
使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスト取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ
http://const.fukuicompu.co.jp